#### 1. 会合の概要

日程・場所: 平成30年6月4日(月)~6月13日(水)、ジュネーブ

審議内容: SG1は周波数管理技術(WP1A)、周波数管理方法(WP1B)、電波監視(WP1C)を担当。

テラヘルツデバイス、ワイヤレス電力伝送、電波監視技術等に関する勧告、報告等について審議。

<u>参加者:</u> 世界各国から約130名が参加。日本から総務省、民間企業等計20名が参加。

# 2. 主な結果

### (1) テラヘルツ帯の能動業務への特定に関する検討(WRC-19議題1.15)

- ▶ 同議題については、日本、米国、ドイツが各々の共用検討結果に応じて、275GHz以上のいくつかの周波数帯で陸上移動業務及び固定業務に特定する新脚注案を提案したが、イランがこれまでのRRの編集方法に反するとの理由で、新脚注策定に反対し、既存脚注の変更で対応すべきと主張。
  - ※日本は、陸上移動業務に275-325GHz、固定業務に275-296GHz、306-313GHz、319-325GHzを特定することを提案。
- ▶ 議論の結果、CPMテキスト案には、各国の提案を列挙した5つのメソッドが記載され、特定する周波数帯や新脚注案等のメソッドの構成についてはCPM19-2で改めて検討する見込み。

## (2) 電気自動車(EV)用ワイヤレス電力伝送(WPT)の研究(WRC-19課題9.1.6)

- ▶ WRC-19課題9.1.6に示されたEV用WPTの適切な周波数範囲及び無線通信業務への影響評価について、CPMテキストに以下の内容を記載し完成。
  - ①適切な周波数範囲は、ITU-R勧告SM.2110-0 の勧告改定草案に規定された79-90kHz、19-25kHz、55-65kHz。 (ただし、55-65kHzは標準周波数報時(60kHz)に干渉を与える可能性があるため一部除外。具体的な除外範囲を来年6月のWP1A会合までに確定する必要有。)
  - ②上記周波数範囲における無線通信業務への影響評価については、既存の報告書などに研究の結果が記載されていること、また、高調波を含む制限値について、今後作成を予定している新勧告での規定が期待されること。
- ▶ 勧告ITU-R SM.2110-0にEV用WPTの利用周波数(79-90kHz)を追加する作業文書(日本提案)について、勧告改定草案への格上げに向けて議論が行われた。
  - これまで中波・長波放送への影響について懸念を示してきたEBUは、高調波を含む制限値を本勧告に盛り込むべきと主張し議論が紛糾。 日本から、EBUの主張については本勧告ではなく別勧告として作成すべき旨を提案したところ、米国、ドイツ等が賛同し、EBUも承諾。 この結果、周波数範囲に関する勧告改定草案※について合意。今後は、次回SG1会合(来年6月)において勧告改定案に格上げの上、郵便投票による勧告化を目指す。

※日本が提案する $79-90 \mathrm{kHz}$ の他、米国提案の $100-148.5 \mathrm{kHz}$ 、韓国提案の $19-25 \mathrm{kHz}$ 、 $55-65 \mathrm{kHz}$ が追加。下線がEV用WPT。

- ▶ 別に作成することとなった高調波を含む制限値については、新勧告草案に向けた作業文書をEBUが急遽作成・提案したが、時間切れにより、来年6月のWP1A会合で議論されることとなった。
- ▶ WPTの周波数管理手法に関する新報告草案に向けた作業文書については、各国から影響評価の結果等が入力されたが、CPMテキストの完成を優先するため、前回会合では議論が行われず、本年11月のWP1B会合で議論されることとなった。

# (3) アップリンク送信の実施を認可済端末に制限するための追加手法の必要性及び領土内の無認可地球局端末を管理する 手法の検討(WRC-19課題9.1.7)

- ▶ アップリンク送信の実施を認可済端末に制限するための追加手法の必要性の検討としては、①RR変更なし(米国、欧州(英国・ルクセンブルク・スウェーデン)、中国支持)、または②主管庁が同問題に適切な対応を行うことを求めるWRC決議を作成する(エジプト、ロシア支持)2つのオプションを、CPMテキストに案に記載することに合意。
- → 領土内において主管庁が無認可地球局端末を管理できるようにするための支援として、ITU-Rで衛星監視に関してガイドラインを提供することが必要とCPMテキスト案に記載することに合意。

#### (4) 電波監視に関する検討

- ▶ 電波監視業務で使用する振幅、位相といった無線周波数情報を記録するI/Qデータについて、規定すべき統一フォーマットに関する新勧告案の策定に向けて議論。前々回会合で日本は測定器内部での保存フォーマットではなく、データを交換する際のフォーマットの規定を主張。
- ▶ 審議の結果、日本からの提案が反映され、データの交換に使用するフォーマットであることが明確にされた。また、フォーマットの様式としては、既存の標準があり分析ツールも有することなどから、日本も支持するHDF5フォーマットとすることで各国が合意。
- ▶ 本勧告案は同時採択・承認手続きによる郵便投票を経て、承認が成立した。